

食品衛生法の改正より、 新たに営業許可取得が必要となる場合があります。

営業許可制度が見直され、「漬物製造業」などが新設されました。
令和3年6月1日以降、新たに営業許可を取得する必要がある業種がありますので、
製造している加工食品が下記の業種に該当していないか確認してください。

新設された業種

- ・水産製品製造業
- ・液卵製造業
- ・複合型そうざい製造業
- ・複合型冷凍食品製造業
- ・漬物製造業
- ・密封包装食品製造業
- ・食品の小分け業
- ・調理の機能を有する自動販売機



営業許可を取得する時期について

- 令和3年5月31日時点ですでに製造し、販売している場合
…令和6年5月31日までに取得
- 令和3年6月1日以降、新たに製造を開始する場合
…製造を開始するまでに取得

申請の際は、

- ・図面
- ・食品衛生責任者の設置
- ・水質検査結果(水道水以外の場合)
- ・手数料 等が必要です。

営業許可取得までの流れ

保健所へ図面相談 ⇒ 申請(令和3年6月1日以降、Webによる申請が可能になります)
⇒ 施設確認 ⇒ 営業許可証の交付(施設確認後3~5日程度)
⇒ 営業開始



広島県西部保健所広島支所
衛生環境課 食品薬事係
TEL：082-513-5533
FAX：082-222-5802

管轄地域：安芸郡（府中町、海田町、坂町、熊野町）
安芸高田市、山県郡（北広島町、安芸太田町）

★当所ホームページに食品衛生法改正に関する
情報を掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/169/shokuhinhoukaisei.html>



Webで
検索



広島支所 食品衛生法改正



新設された業種の営業内容(一部)

漬物製造業

漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品(※)を製造する営業。
※高菜漬けのように漬物とその他のものを混合して炒めるなど、漬物のような形態で販売されるもの。

密封包装食品製造業

密封包装食品(レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。)であって、常温保存が可能なもの(常温で保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であって厚生労働省令で定めるものを除く(※))を製造する営業。
※除外(許可不要な)食品:食酢(すし酢を含む)、はちみつ

よくある質問と回答

Q1. 現在、自宅の台所を使用して漬物を製造していますが、令和3年6月1日以降は営業許可がないと製造できなくなるのですか？

A1. 漬物の製造については、令和3年6月1日以降、漬物製造業の許可が必要となります。また、営業施設と住居の台所は、物理的に区画されていることが必要ですので、住居用の台所を漬物製造業の製造室として許可を取得することは原則認められません。

なお、令和3年5月31日時点で既に営業している方に関しては、経過措置として3年間の猶予期間が設けられていますので、令和6年5月31日までは許可がなくても引き続き営業可能ですが、猶予期間が終了するまでに漬物製造業の許可を取得してください。

Q2. 新設される業種についても食品衛生責任者の設置が必要ですか？

A2. 新設される業種についても、食品衛生責任者の設置が必要です。食品衛生責任者の資格は、食品衛生責任者養成講習会を受講することにより取得できるほか、栄養士、調理師又は製菓衛生師等の一定の資格をお持ちの方は食品衛生責任者の有資格者としてみなされます。食品衛生責任者養成講習会の受講を希望される方は、最寄りの食品衛生協会又は保健所へお問い合わせください。